

# 多田野小学校いじめ防止基本方針

## 1 目 標

- 「いじめ防止対策推進法」の規定を踏まえながら、「いじめは許されない」という理解をもとにいじめのない学級・学校づくりを行う。
- 「いじめ防止」やいじめ発生時の心身に及ぼす影響や生命・心身の保護の必要性について十分に理解し、日常的に「いじめ防止」に取り組めるよう、また、的確に「いじめ対応」ができるよう、校内体制の整備・強化と改善に努める。

## 2 「いじめの定義」について

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より：平成25年6月28日）

## 3 方 針

- (1) 学校の全教育活動を通して、全ての児童が安心して学校生活を送ることができる学校づくりを目指す。
- (2) 児童のよりよい人間関係を構築できるよう、必要な取組を行うとともに、児童自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防止し、いじめを把握した場合には、早期に解決できるよう、保護者、地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けた児童を守り抜くことを表明し、いじめへの対応等に、校長のリーダーシップのもと迅速かつ組織的に取り組む。
- (5) 相談体制を整備するとともに、児童に対して定期的なアンケート調査や個別面談等を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。
- (6) 児童会等による主体的ないじめ防止に関する啓発活動の充実を図る。
- (7) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力やいじめの問題への対応能力等の向上を図るための校内研修を推進する。
- (8) ネットいじめ防止対策として、関係機関等との連携を図った教職員の研修及び児童、保護者への啓発活動を行う。

## 4 内 容

### (1) いじめ未然防止及び早期発見のための方策

すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。また、ソーシャルスキルトレーニングを実施することにより、よりよい人間関係を築くことができるようにする。

（詳細：道徳教育全体計画）

情報モラル教育においては、匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性をふまえて、メールまたは掲示板等での適切な関わり方を指導する。

（詳細：情報モラル年間計画）

日常の児童観察に加え、「心・生活アンケート」など定期的ないじめ調査等を実施し、それらをもとにした教育相談の充実を図る。

（詳細：教育相談運営計画）

教職員一人一人が、いじめはどの学校でもどの学級でもどの子にも起こりうるという危機意識を持ち指導にあたる。計画された事例研究会等で、児童理解を深め、情報交換を確実に行之、共

通理解のもとに全職員が児童に接することができるようにする。また、いじめ防止に関する校内外の研修に積極的に参加する。  
(詳細：生徒指導運営計画)

家庭・地域との連携を図り、相談体制を整え、いじめ防止についてお知らせ等で啓発していく。また、児童の家庭環境や親子関係について情報を把握するとともに、保護者からの情報にすぐに対応できるようにする。

いじめ防止に関する研修を定期的な生徒指導委員会、および伝達講習等必要に応じて実施する。

## (2)「いじめ」対応への具体的措置について

- 発見・通報を受けた場合は、速やかに組織を活用し被害児童を守り通すとともに毅然とした態度で加害児童への指導を行う。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関、専門機関と連携して対応に当たる。

### 【発見・通報からの具体的な対応について】

#### いじめ行為の発見・通報

- ・児童や保護者の訴えに真摯に傾聴し、児童の安全を確保する
- ・重大事態の場合、市教委へ報告をし、指導を受けながら所轄警察署に通報する
- ・関係児童の事情聴取といじめ防止委員会での情報共有、情報交換をする
- ・事実確認結果と校長による設置者への連絡と被害・加害保護者への連絡をする
- ・いじめが継続される場合には、所轄警察署と相談する

#### いじめられた児童・保護者への対応

- ・児童から事実関係を聴取する：「担任・生徒指導主事」
- ・家庭訪問を実施する：保護者への事実関係の提示
- ・いじめられた児童への寄り添える体制づくりをする
- ・状況に応じ、出席停止制度を活用する
- ・市教委の指導を受けながら、外部専門家へ協力依頼をし、実践する
- ・状況判断の厳密化を図るため、アンケート調査を実施し情報提供をする

#### いじめた児童・保護者への対応

- ・児童から事実関係を聴取する：「担任・生徒指導主事」
- ・いじめ確定の場合は、関係機関の協力を得て組織的に止めさせ再発防止措置をとる
- ・いじめた児童の保護者へは、理解や納得を得て協力を求め、継続的な助言を実施する
- ・いじめの背景に配慮し当該児童の人格形成を図る
- ・当該児童を一定の配慮の下、特別指導計画で指導する
- ・いじめた児童への別室指導を実施する
- ・出席停止の実施や警察との連携を図る
- ・学校教育法第11条による「懲戒」の適用判断をする

#### いじめが起きた集団への働きかけ

- ・学級全体での話し合いによる、いじめ根絶の態度を育成する
- ・関係児童と他児童との関連でよりよい集団や人間関係を作り上げる活動を展開する

#### ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込みには即座にプロバイダに削除を依頼する
- ・法務局や地方法務局への協力を依頼する
- ・ネット使用における保護者への情報モラルの啓発・啓蒙をする

5 年間実施計画

月	取 り 組 み 内 容	備 考
4	○生徒指導全体会(毎月) ○校内生徒指導部会(毎月) SS 家庭訪問	あいさつ(学級活動)
5	○児童理解全体会 情報教育	インターネットの使い方(総合)
6	第1回「心・生活アンケート調査」 ・「いじめチェックリスト：教師用」 SS	言葉遣い(学級活動)
7	情報教育 ○校外子ども会 いじめ防止講話	メールの約束(総合) 校外での友達とのつき合い方 夏季休業中の指導として生徒指導主事より実施
8	いじめ防止講話	2学期の指導として校長より実施
9	SS  いじめ防止の呼びかけ、標語の募集	あいさつ(学級活動) 言葉遣い(学級活動) 児童会委員会
10	第2回「心・生活アンケート調査」	
11	○教育相談 ・保護者との2者面談	全児童対象
12	○校外子ども会 いじめ防止講話	校外での友達とのつき合い方 冬季休業中の指導として生徒指導主事より実施
1	いじめ防止講話	3学期の指導として校長より実施
2	第3回「心・生活アンケート調査」	
3	○校外子ども会 情報教育  いじめ防止講話  ○年間実施計画の見直しと改善	校外での友達とのつき合い方 インターネット掲示板の使い方 (総合) 年度末・始の休業中の指導として校長、生徒指導主事より実施

SS...人間関係力指導計画 情報教育...情報モラル教育年間指導計画 参照

6 組織・対応

